



広島県報

定期
第44号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則 (県法規登載)	(住宅室)	一
国土調査の成果の認証(市町村)	(地域づくり推進室)	二
生活保護法の規定による医療機関の指定	(社会援護室)	三
生活保護法の規定による施術者の指定	()	三
生活保護法の規定による指定医療機関の廃止	()	三
介護保険法の規定による指定調査機関の指定	(介護保険指導室)	四
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定室)	四
第五種共同漁業権の遊漁規則の認可	(漁業調整室)	五
漁業の免許	()	七
保安林予定森林にする旨の通知(八件)	(治山室)	七
解除予定保安林にする旨の通知(二件)	()	〇
建設業法の規定による建設業者の営業停止命令	(建設産業室)	〇
道路の区域変更	(道路河川管理室)	〇
道路の供用開始	()	一
公告	()	一
県営土地改良事業の換地計画の樹立 開発行為に関する工事の完了	(土地改良室) (建築指導室)	一一
公安委員会告示	()	一一
遊技機の型式の検定の告示	()	一一
公安委員会公告	()	一一
教習指導員審査(普通)の実施	()	一一

公布された規則のあらまし

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則(規則第五十九号)(住宅室)改正の要旨

公営住宅法施行令の一部が改正されたことに伴い、県営住宅入居申込書の様式などを整理した。

二 施行期日
平成十八年六月十五日

規則

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年六月十五日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第五十九号

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則

広島県営住宅管理規則(平成十年広島県規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(裏)中

(1)	申込者又は同居しようとする親族に次の各事項に該当する者がいる場合
1	身体障害者(1級~4級)
2	精神障害者(1級又は2級)
3	知的障害者(最重度~中度)
4	難病患者(特別医療費から第61項に第1款に)
5	原爆被爆者(医療費助手当、特別手当受給者)
6	海釣り指導者(引揚後5年を経過していない者)
7	申込者が50歳以上の者であり、18歳以上50歳未満の同居者がいない場合

を

(2)	申込者又は同居しようとする親族に次の各事項に該当する者がいる場合
1	身体障害者(1級~4級)
2	精神障害者(1級又は2級)
3	知的障害者(最重度~中度)
4	難病患者(特別医療費から第61項に第1款に)
5	原爆被爆者(医療費助手当、特別手当受給者)
6	海釣り指導者(引揚後5年を経過していない者)
7	ハイツ二階建て新築入居者等
8	申込者が60歳以上の者又は昭和12年4月2日以後昭和13年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の者若しくは昭和12年4月2日以後昭和13年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
(3)	同居者に1字が効力の効期に達するまでの者がいる場合

改正の要旨

別記様式第九号中

- 1 身体障害者世帯 (1級～4級)
- 2 精神障害者世帯 (1級又は2級)
- 3 知的障害者世帯 (嚴重度～中度)
- 4 難病障害者世帯 (特別前助から第6段階 第1款対応)
- 5 原簿被爆者世帯 (医療特別手当 特別手当)
- 6 引揚者世帯 (引揚7後5年間)
- 7 高齢者世帯 (入居者が50歳以上で、18歳以上50歳未満の同居者がVAJ 場合)

- 1 身体障害者世帯 (1級～4級)
- 2 精神障害者世帯 (1級又は2級)
- 3 知的障害者世帯 (嚴重度～中度)
- 4 難病障害者世帯 (特別前助から第6段階 第1款対応)
- 5 原簿被爆者世帯 (医療特別手当 特別手当)
- 6 引揚者世帯 (引揚7後5年間)
- 7 /ビレバノ有難病形入居者等世帯
- 8 高齢者世帯 (入居者が60歳以上の者又は昭和12年4月2日以
後昭和11年4月1日以前に生れた者であり、かつ、同居者の
いづれかが60歳以上の者若しくは昭和12年4月2日以後昭和1
1年4月1日以前に生れた者又は8歳未満の者である場合)
- 9 /小学校等の校舎に連するまでの同居がある世帯

「平成 年10月1日」を「本年10月1日」に改める。

別記様式第十号中

- 1 身体障害者世帯 (1級～4級)
- 2 精神障害者世帯 (1級又は2級)
- 3 知的障害者世帯 (嚴重度～中度)
- 4 難病障害者世帯 (特別前助から第6段階 第1款対応)
- 5 原簿被爆者世帯 (医療特別手当 特別手当)
- 6 引揚者世帯 (引揚7後5年間)
- 7 高齢者世帯 (入居者が50歳以上で、18歳以上50歳未満の同居者がVAJ 場合)

- 1 身体障害者世帯 (1級～4級)
- 2 精神障害者世帯 (1級又は2級)
- 3 知的障害者世帯 (嚴重度～中度)
- 4 難病障害者世帯 (特別前助から第6段階 第1款対応)
- 5 原簿被爆者世帯 (医療特別手当 特別手当)
- 6 引揚者世帯 (引揚7後5年間)
- 7 /ビレバノ有難病形入居者等世帯
- 8 高齢者世帯 (入居者が60歳以上の者又は昭和12年4月2日以
後昭和11年4月1日以前に生れた者であり、かつ、同居者の
いづれかが60歳以上の者若しくは昭和12年4月2日以後昭和1
1年4月1日以前に生れた者又は8歳未満の者である場合)
- 9 /小学校等の校舎に連するまでの同居がある世帯

改める。

別記様式第十一号中

- 1 身体障害者世帯 (1級～4級)
- 2 精神障害者世帯 (1級又は2級)
- 3 知的障害者世帯 (嚴重度～中度)
- 4 難病障害者世帯 (特別前助から第6段階 第1款対応)
- 5 原簿被爆者世帯 (医療特別手当 特別手当)
- 6 引揚者世帯 (引揚7後5年間)
- 7 高齢者世帯 (入居者が50歳以上で、18歳以上50歳未満の同居者がVAJ 場合)

- 1 身体障害者世帯 (1級～4級)
- 2 精神障害者世帯 (1級又は2級)
- 3 知的障害者世帯 (嚴重度～中度)
- 4 難病障害者世帯 (特別前助から第6段階 第1款対応)
- 5 原簿被爆者世帯 (医療特別手当 特別手当)
- 6 引揚者世帯 (引揚7後5年間)
- 7 /ビレバノ有難病形入居者等世帯
- 8 高齢者世帯 (入居者が60歳以上の者又は昭和12年4月2日以
後昭和11年4月1日以前に生れた者であり、かつ、同居者の
いづれかが60歳以上の者若しくは昭和12年4月2日以後昭和1
1年4月1日以前に生れた者又は8歳未満の者である場合)
- 9 /小学校等の校舎に連するまでの同居がある世帯

改める。

別記様式第二十五号中

- 1 身体障害者世帯 (1級～4級)
- 2 精神障害者世帯 (1級又は2級)
- 3 知的障害者世帯 (嚴重度～中度)
- 4 難病障害者世帯 (特別前助から第6段階 第1款対応)
- 5 原簿被爆者世帯 (医療特別手当 特別手当)
- 6 引揚者世帯 (引揚7後5年間)
- 7 高齢者世帯 (入居者が50歳以上で、18歳以上50歳未満の同居者がVAJ 場合)

- 1 身体障害者世帯 (1級～4級)
- 2 精神障害者世帯 (1級又は2級)
- 3 知的障害者世帯 (嚴重度～中度)
- 4 難病障害者世帯 (特別前助から第6段階 第1款対応)
- 5 原簿被爆者世帯 (医療特別手当 特別手当)
- 6 引揚者世帯 (引揚7後5年間)
- 7 /ビレバノ有難病形入居者等世帯
- 8 高齢者世帯 (入居者が60歳以上の者又は昭和12年4月2日以
後昭和11年4月1日以前に生れた者であり、かつ、同居者の
いづれかが60歳以上の者若しくは昭和12年4月2日以後昭和1
1年4月1日以前に生れた者又は8歳未満の者である場合)
- 9 /小学校等の校舎に連するまでの同居がある世帯

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の広島県営住宅管理規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に庫に係るものは、改正後の広島県営住宅管理規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

告 示

広島県告示第六百二十三号

国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号) 第十九条第二項の規定によつて、国土調査の成果を次のとおり認証した。

平成十八年六月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 調査を行った者の名称

山県郡北広島町

二 調査を行った期間

平成十六年七月から平成十八年一月まで

三 成果の名称

山県郡北広島町地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

山県郡北広島町筏津の一部
五 認証年月日
平成十八年六月八日

広島県告示第六百二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定によって、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成十八年六月十五日

名称	所在地	指定年月日
神垣医院	呉市広横路二一四三二	平成一八・四・一
医療法人社団 大下クリニックス	呉市天応南町一	平成一八・五・一
焼山中央内科クリニック	呉市焼山中央二丁目五 リフレ一F	平成一八・五・一
かじまクリニックス	呉市宮原二丁目六六	平成一八・四・一
木岡産婦人科・きおか皮膚科クリニック	呉市焼山中央二丁目五 リフレ二F	平成一八・五・一
小笠原内科胃腸科	呉市中央五丁目一	平成一八・四・一五
医療法人社団 聴晴会 あまの耳鼻咽喉科医院	竹原市中央三丁目三	平成一八・五・一
押尾クリニック	三原市城町一丁目二番二三	平成一八・五・一
檀上内科医院	尾道市西御所町八一五	平成一八・五・一
三上クリニックス	庄原市東城町東城三七五	平成一八・五・一
わかみやメンタルクリニック	東広島市西条上市町五五	平成一八・五・一
久芳診療所	東広島市福富町久芳三七九七	平成一八・四・一
医療法人 玉川クリニック	廿日市市宮内四三一一	平成一八・五・一
キモト歯科	呉市本通三丁目六一五二F	平成一八・四・一

広島県知事 藤田雄山

池田歯科医院	呉市音戸町北隠渡一四七	平成一八・四・一七
内藤歯科	大竹市新町二丁目八二〇	平成一八・三・七
いわい歯科クリニック	廿日市市上平良一三〇七二	平成一八・五・一
近藤歯科医院	安芸高田市八千代町佐々井一三九一	平成一八・四・二五
オール薬局 焼山店	呉市焼山中央二丁目五九	平成一八・五・一
あおぞら薬局	尾道市新浜二丁目九一	平成一八・四・一
エビス薬局 サングリー ン店	三次市十日市東四一三〇	平成一八・四・一
東城もみじ薬局	庄原市東城町東城字上町三六二二	平成一八・五・一
サン薬局	大竹市油見二丁目九一〇	平成一八・五・一
セルム薬局	東広島市黒瀬町国近三三五九	平成一八・五・一
森川薬局 対敵山店	廿日市市対敵山二丁目一五六	平成一八・五・一
くまの薬局	安芸郡熊野町字火之原二七〇三番八	平成一八・四・一
株式会社コムスン訪問看護ステーション 呉	呉市焼山中央二丁目一番一五号	平成一八・四・一

広島県告示第六百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条の規定によって、同法による医療扶助のための施設を担当する者として、次のものを指定した。

平成十八年六月十五日

広島県知事 藤田雄山

氏名	住所	施設		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
北岡 信幸	呉市古新開四八二八	のぶ接骨院	呉市古新開五丁目五二六	柔道整備	平成一八・五・八

安国 雅信	尾道市山波町三 七二二	安国針灸治療 室	尾道市山波町三 七二二	あん摩マ ッサージ 鍼灸	平成 一八・ 五・一 九
-------	----------------	-------------	----------------	--------------------	-----------------------

広島県告示第六百二十六号
生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。
平成十八年六月十五日

広島県知事 藤田 雄山

名称	所在地	廃止年月日
わかみやメンタルクリニック	東広島市西条上市町五五総合不動産ビル三F	平成一八・四・三〇
神垣医院	呉市広横路二一四三三二	平成一八・三・三一
医療法人社団 大下クリニック	呉市天応南町三一六	平成一八・四・三〇
小笠原内科胃腸科	呉市中央五一一五	平成一八・四・一四
焼山中央内科クリニック	呉市焼山中央二丁目九三八	平成一八・四・三〇
あまの耳鼻咽喉科医院	竹原市中央三丁目三一	平成一八・四・三〇
押尾クリニック	三原市城町一丁目二二三一	平成一八・四・三〇
檀上医院	尾道市西御所町九九	平成一八・四・三〇
玉川内科アレルギー科クリニック	廿日市市宮内四三二一五	平成一八・四・三〇
久芳診療所	東広島市福富町久芳三七九七一	平成一八・三・三一
池田歯科医院	呉市音戸町北隠渡一丁目四七	平成一八・四・一六
キモト歯科	呉市本通三六一五二F	平成一八・三・三一
光琳堂薬局	三原市須波西町七六五五五三	平成一八・三・三一

志誠堂薬局 安芸郡熊野町四〇三六 平成一七・八・二七

広島県告示第六百二十七号
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第百十五条の三十第一項の規定によって、指定調査機関として次の者を指定した。
平成十八年六月十五日

広島県知事 藤田 雄山

- 1 名称
社会福祉法人広島県社会福祉協議会
 - 2 住所
広島市南区比治山本町十二番二号
 - 3 調査事務を行う事務所の所在地
広島市南区比治山本町十二番二号
- 二 指定年月日
平成十八年六月六日
- 三 指定の有効期間
平成十八年六月六日から平成二十一年三月三十一日まで
- 広島県告示第六百二十八号
計量法(平成四年法律第五十一号)第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
平成十八年六月十五日
- 一 区域
江田島市
 - 二 対象となる特定計量器
非自動はかり、分銅及びおもり
 - 三 検査の日時及び場所

広島県知事 藤田 雄山

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成一八・七・一八	一〇・三〇〇～一二・〇〇	切串公民館
" " " " 一九	一三・三〇〇～一五・〇〇	宮ノ原公民館
" " " " 一九	一〇・三〇〇～一五・〇〇	大瀬酒防所
" " " " 二〇	一〇・三〇〇～一二・〇〇	津久茂出張所
" " " " 二〇	一三・三〇〇～一五・〇〇	江田町世役所江田町支所
" " " " 二〇	一〇・三〇〇～一五・〇〇	江田町世役所江田町支所
" " " " 二四	一〇・三〇〇～一五・〇〇	中島公民館
" " " " 二五	一〇・三〇〇～一五・〇〇	歌籠強川屋支所
" " " " 二六	一〇・三〇〇～一五・〇〇	歌籠強大庄支所
" " " " 二七	一〇・三〇〇～一五・〇〇	歌籠強大庄支所

四 所在場所における定期検査(ひまわりプロジェクト)の取組及び場所

- 実施期日 実施場所
- 平成十八年七月十八日から 当該計量器の所在場所
- 平成十八年九月十五日まで
- 五 定期検査実施機関
- 指定定期検査機関
- 社団法人 広島県計量協会

広島県告示第六百二十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二十六号)第四十九条第一項の規定により、次の水面における第五種共同漁業権の遊漁規則を、平成十八年六月五日認可した。

平成十八年六月十五日

木野川漁業協同組合内水共第3号、内水共第4号、
内水共第6号、内水共第57号第5種共同漁業権遊漁規則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、木野川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内水共第3号、内水共第4号、内水共第6号及び内水共第57号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつて

いる水産動物(あゆ、うなぎ、ますをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、うなぎ籠による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は第1項の規定による申請があつたときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には、第10条の規定による(申請者が遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者であること)場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動物の保護培養又は組合員、若しくは遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条の規定による(申請者が遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者であること)場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第6条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のフ欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内でフ欄に掲げる期間内で行われなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 規 模	ウ 期 間
刺 網	網目の大きさが15センチメートルにつき8節以下、長さ10メートル以下(1統当たり)で1人2統以内	8月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日から11月30日まで
投 網	網たけ4メートル以下	
ち ょん が け		

2 前項の公示は、組合事務所及び第6条第3項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(フライ・ルアー釣専用区の設定)

第3条の2 廿日市市虫所山虫渡橋から廿日市市岩倉発電所虫所山堰堤までの区域は、5月1日から8月31日までの期間をフライ・ルアー釣専用区とし、他の漁具漁法での採捕を禁止する。

なお、1日当たりの入漁者は20人以下とし、持ち帰ることができる尾数は1人2尾以下とする。

(漁場の制限)

第3条の3 釣り大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。ただし、この場合には、公示するものとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表のフ欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内であればならない。

魚種	イ 期 間
あ ゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日から11月30日まで
う な ぎ	4月1日から12月31日まで
ま す	3月1日から8月31日まで

2 前項の公示は、組合事務所及び第6条第3項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 第4条の規定にかかわらず、次の表のフ欄に掲げる区域内においては、イ欄に掲げる漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中してはならない。

フ 区 域	イ 漁 法	ウ 期 間
悪谷川と小瀬川との合流点から、林道悪谷線沿い悪谷川上流へ2,500メートルの所にある林道橋までの区間	全漁具、漁法	1月1日から12月31日まで
黒打川と小瀬川との合流点から林道沿い黒打川上流へ3,200メートルの所にある林道橋までの区間	全漁具、漁法	1月1日から12月31日まで
焼山橋から林道沿い焼山橋上流へ2,600メートルの所にある焼山川と林道の交差する地点までの区間	全漁具、漁法	1月1日から12月31日まで
青笹川と樽川の合流点より青笹線沿い青笹川上流へ2,500メートルの所にある地籍調査標柱までの区間	全漁具、漁法	1月1日から12月31日まで
青笹川と樽川との合流点から、樽川における中国電力送電線東山口幹線の鉄塔141号と142号を結ぶ線と樽川との交点までの区間	全漁具、漁法	1月1日から12月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁の額は、次のとおりとする。

ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項のただし書に規定する方法により納付するときは、同号に掲げる額に500円を加算した額とする。

(1) 手釣、竿釣、うなぎ籠による遊漁の場合

魚種	漁具、漁法	遊漁料
あ ゆ	竿釣	1日 2,500円 1年 8,000円
う な ぎ	手釣、竿釣、うなぎ籠	1日 1,000円 1年 3,000円
ま す	竿釣	1日 1,200円 1年 3,000円
	竿釣のうちフライ・ルアー釣	1日 3,500円 1年

注) ますの竿釣のうちフライ・ルアー釣については、フライ・ルアー釣専用区での料金である。

(2) その他の場合

魚種	漁具、漁法	遊漁料
	ちよんがけ	1日 - 1年 8,000円
あ ゆ	投網	1日 - 1年 8,000円
	刺網	1日 - 1年 15,000円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

なお、ますフライ・ルアー釣専用区における遊漁券料の納付場所は、次表のうち、ささきつりぐ、トラウトハウスマーク、アウトドアワールド宮内店、あまご屋とする。

ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。(フライ・ルアー釣専用区遊漁料は除く。)

住 所	納付場所	電話番号
1 広島県廿日市市津田1963 - 3	木野川漁業協同組合	0829 - 72 - 0690
2 広島県廿日市市津田2012 - 2	川元釣具店	0829 - 72 - 0402
3 広島県廿日市市津田2023 - 1	谷口商店	0829 - 72 - 1000
4 広島県廿日市市津田3222	ドライアイソ岩倉	0829 - 72 - 1034
5 広島県廿日市市虫所山508	あまご屋	0829 - 72 - 1446
6 広島県廿日市市中通69 - 5	佐々木商店	0829 - 72 - 1211
7 広島県廿日市市浅原2615	中沢商店	0829 - 72 - 0005

8	広島県廿日市市河津原904	道	0829 - 74 - 0712
9	広島県廿日市市玖島4381 - 1	滝本商店	0829 - 74 - 0521
10	広島県廿日市市玖島4414 - 3	有田商店	0829 - 74 - 0548
11	広島県廿日市市串戸6丁目9 - 19	コーロ釣具センター	0829 - 31 - 1991
12	広島県廿日市市串戸5 - 1	アウトドアワールド宮内店	0829 - 20 - 1165
13	広島県廿日市市宮内850 - 1	フイツンゲカーブ	0829 - 39 - 7007
14	広島県広島市南区京橋町2 - 1	ささきつりぐ	082 - 261 - 4331
15	広島県広島市左伯区海老園1 - 1 - 22	アソグル本店	082 - 921 - 3516
16	広島県広島市西区草津南4 - 6 - 5	バウアソグル	082 - 277 - 5930
17	広島県広島市西区観音町1 - 4	トラウトハウスアーク	082 - 232 - 8109
18	広島県広島市南区東雲3 - 12 - 17	かめや釣具	082 - 283 - 9141
19	広島県広島市安佐南区緑井6 - 1 - 1	レジヤックス広島本店	082 - 877 - 0580

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証 (以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示があつた場合には、これに従わなければならない。
3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の施行に必要なる指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあつた日から施行する。
(別記様式第1号及び第2号省略)

広島県告示第六百三十一号

漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第十条の規定によつて、次の漁業を平成十八年六月五日免許した。

平成十八年六月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

(免 許 番 号) 漁業権者の住所 名 称 免許の内容 存続期間
内水共第五十七号 廿日市市津田一九六 木野川漁業協同組 平成十八年広島県告示第二百一十一号のとおり

広島県告示第六百三十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。

平成十八年六月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林子定森林の所在場所

三次市布野町下布野字川平三七九の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めなご。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕が、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

広島県告示第六百三十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。
平成十八年六月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市西城町入江字大富山一七の一、字大栄山一九、字下的場谷八五六の一、八五八の

二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第六百三十三号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。
平成十八年六月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

廿日市市阿品二丁目四〇三の一・四七二四の一 (以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、四七二四の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第六百三十四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。
平成十八年六月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

廿日市市吉和字東潮原一三三の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字東潮原一三三の一 (次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第六百三十五号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。
平成十八年六月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市安佐北区安佐町大字小河内字下小濱三五八、字宇賀井野平七六一、七六三、七八〇、甲七八一、七八三の一、字上宇賀井野平八四五から八四七まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備
三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第六百三十六号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。

平成十八年六月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市安佐北区上深川町字赤石二二・二二三の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第六百三十七号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。

平成十八年六月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市安佐北区白木町大字古屋字蓮ヶ曲二・一三、一五から一八まで、字山根一八、一九の一、一九の二、四四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第六百三十八号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。

平成十八年六月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市安佐北区安佐町大字後山字戸石山二〇四二、二〇四三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第六百三十九号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた。

平成十八年六月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

三次市上川立町字藤谷丁三三五の五、三四一の一 から三四一の二二まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

広島県告示第六百四十号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた。

平成十八年六月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

尾道市御調町江田字力、良一〇の三・一〇の四・二二の三・二二の四・二五の三・一五の四・一六の三・一六の四・一七の二・一七の三・二二の二・二五の二・二八の四から二八の七まで・三三の四(以上十七筆国有林)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

広島県告示第六百四十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成十八年六月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 処分をした年月日

平成十八年六月七日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

山陽舗装株式会社

広島市安佐北区小河原町字曲り田一三四七番地

代表取締役 高尾 浩二

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可(般 一七)第二 一八二号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

(注一) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(注二) 「民間工事」とは、右記(注一)以外の建設工事をいう。

(注三) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

2 営業の停止を命じた期間

平成十八年六月十九日から平成十八年七月十日まで

五 処分の原因となつた事実

被処分者は、平成十五年五月三十一日、平成十六年五月三十一日及び平成十七年五月三十一日をそれぞれ審査基準日とする三件の経営事項審査申請において、常勤職員について作成する技術職員名簿に非常勤職員を記載し、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査結果通知書をもつて、公共事業の発注者に対して入札参加資格申請等を行った。このことが、建設業法第二十八条第一項第二号に該当すると認められる。

広島県告示第六百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十八年六月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成十八年六月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

平成十八年六月十五日

平成十八年六月十五日

平成十八年六月十五日

平成十八年六月十五日

平成十八年六月十五日

平成十八年六月十五日

平成十八年六月十五日

平成十八年六月十五日

平成十八年六月十五日

道路の種類 県道
路線名 甲田作木線
道路の区域

区 間	別新		延 長	備 考
	新	旧		
安芸高田市高宮町川根字釜岩山六九番地先から 安芸高田市高宮町川根字釜岩山七〇番一地先まで	八・八〇〇	四・〇〇〇 メートル 六	九九・〇〇 メートル	拡幅

広島県告示第六百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十八年六月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成十八年六月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道甲田作木線	安芸高田市高宮町川根字釜岩山六九番地先から 安芸高田市高宮町川根字釜岩山七〇番一地先まで	平成十八年六月十五日

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定によって、世羅郡世羅町所在の大見地区（下戸張工区）（県営土地改良事業（区画整理事業））の換地計画を定めたので、この換地計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に広島県知事に対して異議申し立てをすることができる。

また、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議

申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。
平成十八年六月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 縦覧期間
平成十八年六月十五日から
平成十八年七月五日まで
- 二 縦覧場所
世羅町役場

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。
平成十八年六月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三原市皆実五丁目一七五七番九
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
三原市新倉町六四六番地
関西住建株式会社
代表取締役 原 隆之
- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
尾道市西藤町字合六 一八〇番、一七九番五
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
尾道市西藤町八六九番地の一
栗村 秀典

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第45号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年國家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第一項の規定により告示する。

平成18年6月15日

広島県公安委員会
委員長 宮 地 治 夫

検 定 番 号	検定の有効 期間	遊技機の 種類	型 式 名	申 請 者 名 (住所)	製 造 業 者 名 (住所)
6S0225	告示の日 (平成18年 6月15日) から3年間	回胴式遊技 機	スター・ズ R	株式会社三共 毒島 秀行 代表取締役 (群馬県桐生市埴野町六 丁目460番地)	左 同
6S0124	同 上	同 上	ストツブ クン115	同 上	左 同

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第56号
道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第99条の3第4項第1号イの規定による審査を実施
するので、技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規
則」という。) 第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成18年6月15日

広島県公安委員会
委員長 宮 地 治 夫

- 1 審査の種類
教習指導員審査 (普通)
- 2 審査の期日
平成18年7月18日
- 3 審査の場所
広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
広島県運転免許センター
- 4 審査対象者
道路交通法第99条の3第4項第2号の規定に係る者
- 5 審査の方法
規則第12条に規定する方法により実施

6 審査の申請手続等

- (1) 申請に必要な書類

ア 教習指導員審査申請書 (写真及び審査手数料貼付のもの)	1 通
イ 教習指導員等審査手数料計算表	1 通
ウ 自動車運転免許証の写し	1 通
エ 履歴書	1 通
オ 運転記録証明書	1 通
- (2) 申請書等の提出先
広島県警察本部交通部運転教育課長
- (3) 申請書等の提出期限
平成18年7月11日